（前のページより続き）

○大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件の一部を改正する告示（**文部科学**一五三）　二三

○使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（**厚生労働**二五二）

○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第二大中型まき網漁業の項第九号の農林水産大臣が定める期間を定める件（**農林水産**一四七九）　二三

○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第三十一条の七の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具の制限を定める件（**同**一四八〇）

○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたアンドラ公国の紋章を指定した件（**経済産業**一二七）

○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の紋章及び記章を指定した件（**同**一二八）　二四

○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州海上安全庁の標章を指定した件（**同**一三二）

○低騒音型建設機械の指定に関する件（**国土交通**七八五）

○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（**同**七八六）

○倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示の一部を改正する告示（**同**七八七）

○料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する件（**同**七八八）

○福岡空港の施設に変更を加える件（**同**七八九）　二三四

○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示（**同**七九〇）

○気象業務法施行規則第十条の二第一号ロの計算方法を定める件の一部を改正する件（**気象庁**五）

〔**官庁報告**〕

官庁事項

消防庁国民保護計画の変更について（消防庁）

法務省国民保護計画の変更について（法務省）

外務省国民保護計画の変更について（外務省）

厚生労働省国民保護計画の変更について（厚生労働省）

環境省国民保護計画の変更について（環境省）　二五

〔**資　料**〕

国庫歳入歳出状況（平成二十九年度平成三十年四月分）、（平成三十年度平成三十年四月分）（財務省）　二六

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州地域委員会の標章を指定した件（**同**一三一）

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州分子生物学研究所の標章を指定した件（**同**一三〇）　二六

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州海上安全庁の標章を指定した件（**同**一三二）　二七

府　令

○**内閣府令第三十二号**

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第八条、第二十三条第二項第二号、第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条並びに第二十九条第一項、第二項第三号及び第三項の規定に基づき、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令を次のように定める。　二九

平成三十年六月二十九日　内閣総理大臣　安倍　晋三

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令

（事務に要する経費）

第一条　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号。以下「法」という。）第八条、第二十七条第一項並びに第二十九条第一項及び第三項に規定する内閣府令で定める事務に要する経費は、民間公益活動促進業務に係る人件費、事務所費その他指定活用団体の運営に必要な一般管理費とする。　三四

（民間公益活動促進業務規程の記載事項）

第二条　法第二十三条第二項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　休眠預金等交付金の受入れ、民間公益活動の促進に関する調査及び研究並びに民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動の実施の方法に関する事項　三七

二　民間公益活動促進業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

三　その他民間公益活動促進業務の実施に関し必要な事項

（事業計画等の認可の申請）

第三条　指定活用団体は、法第二十六条第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、当該事業年度開始の日の一月前までに（法第二十条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該指定を受けた後遅滞なく）、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。　三八

一　事業計画書

二　収支予算書

2　指定活用団体は、法第二十六条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、あらかじめ、様式第二による申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。　四六

（区分経理の方法）

第四条　指定活用団体は、民間公益活動促進業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。　四七

2　指定活用団体は、民間公益活動促進業務と民間公益活動促進業務以外の業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

（帳簿）

第五条　指定活用団体は、法第二十八条の帳簿を一年ごとに閉鎖し、閉鎖後十年間保存しなければならない。　四八

2　法第二十八条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第八条の規定により交付された休眠預金等交付金の額の総額

二　法第二十一条第一項各号の業務ごとに充てた休眠預金等交付金の額

三　法第二十一条第一項第一号の規定による助成又は貸付けを受けた資金分配団体の名称及び住所並びに資金分配団体ごとの助成又は貸付けを受けた金額及び年月日